

公共工事における出来高部分払方式の試行を通じた効果の検証及び考察

国土交通省国土技術政策総合研究所
国土交通省国土技術政策総合研究所
国土交通省国土技術政策総合研究所

○谷口 拓也*
溝口 宏樹*
齋藤 守*

By Takuya TANIGUCHI, Hiroki MIZOGUCHI, Mamoru SAITOU

我が国の公共工事における出来高部分払方式について、平成 13 年度から、2 件の工事で試行を開始し、より双務性の高い設計変更、受発注者のコスト意識の向上、請負者・下請業者への工事代金の速やかな流通による経済効果の早期発現、受注者の財務状況の改善、工事の品質や受発注者の技術力の向上等の効果を検証した。さらに、平成 14 年度から国土交通省において統一的な試行実施要領を定め、試行を全国展開している。本稿では、平成 14 年度試行工事のうち年度末までに工期を迎えた 18 件の試行工事について、アンケート調査によるフォローアップを行い、その結果から得られた効果について検証し考察を行った。

【キーワード】出来高部分払、設計変更協議、前払金、建設契約

1. はじめに

我が国の公共工事の工事代金の支払方法は、前払金（国の場合 40%以内）と完成払の 2 回の支払が通例となっている。このような状況下で、工事代金の支払や設計変更協議に関しては、①受発注者間で技術的に切磋琢磨する機会が少なく意志疎通が疎遠になりがちな問題、②設計変更案件の精算を行う場合の片務性の問題、③工事の進捗に応じたコスト管理意識の問題、④元請下請間でのキャッシュフローの問題等が指摘されており、支払回数が少なく間隔が長いことや、工期末にまとめて設計変更案件の精算を行うことが、これらの一因となっているのではないかと推察される。

「出来高部分払方式（Progress Payment／プログレス・ペイメント）」は、このような課題を踏まえ、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものであり、諸外国の公共工事では一般的に行われている（図-1、図-2）。

国土交通省では、平成 13 年 3 月から、2 件の工事で初めての試行を開始し、「定期－設計変更協議・部分払方式実施研究会（委員長：國島正彦東京大学教授）」を設置し、この第一次試行工事の約 1

年間にわたるモニタリング、諸外国の実態調査等を通じて、効果の検証及び課題の抽出を行った。これらにより、効果と課題がある程度明らかになったが、2 件の工事のみで本方式の全ての評価を下すことは適当ではなく、また、一層効果的かつ効率的な実施に向けて、試行結果を次の実施方法にフィードバックしていくことが重要である。このため、平成 14

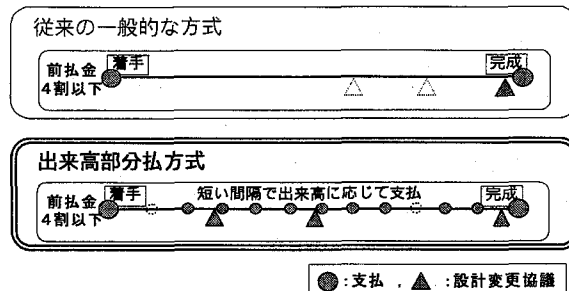


図-1 出来高部分払方式

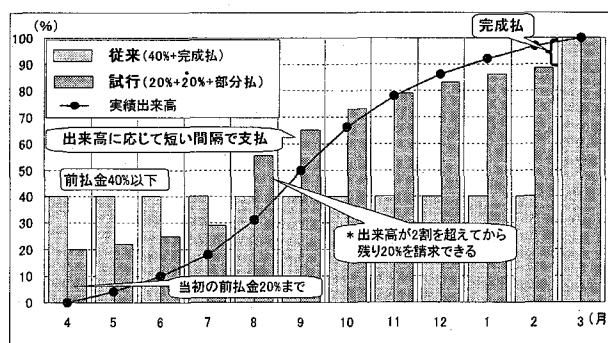


図-2 出来高と支払の関係

年8月には、第一次試行等の結果を踏まえて統一的な試行実施要領を定め、工事件数を大幅に増やし試行を全国に展開している。

本稿では、平成14年度試行工事63件のうち、平成14年度末までに工期末を迎えた18件の工事について、受発注者双方へのアンケート調査によるフォローアップ結果から得られた効果及び考察について報告する。

3. フォローアップ結果の概要

(1) 第一次試行工事から得られた効果

第一次試行工事(2件)の約1年間にわたるモニタリング調査から得られた効果について、①『より双務性の高い設計変更』、②『受発注者のコスト意識の向上』、③『請負者・下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現』、④『受注者の財務状況の改善』、⑤『工事の品質・受発注者の技術的向上』などの効果が期待され、これらの効果を踏まえて平成14年度から全国展開した試行工事についてフォローアップを実施した。

(2) フォローアップの概要

平成14年度の試行工事の63件のうち、平成14年度末までに工期末を迎え、最終(完成時)アンケートまで回収した18件の工事についての内訳をみると、道路関係が7件、河川・砂防関係が11件であり、8工種(道路改良、河川築堤・護岸が多い)にわたる。工期については、6ヶ月以上12ヶ月未満22%(4件)、6ヶ月未満67%(12件)であり、工期の短いものが多く、また、契約金額の小さい分任官工事が17件、契約金額の大きい本官工事が1件で、大規模工事が少ない結果となった。また、結果として、部分払を2回以上実施した工事は22%(4件)であった。

(3) フォローアップの目的・方法

フォローアップは、本方式の今後の一層効果的かつ効率的な実施方策の検討に資するよう、効果及び課題の把握等を行うことを目的として、発注者、受注者双方に対するアンケート調査により行った。アンケート対象者は、発注者側では、監督員、積算担当者、検査官、経理担当者、受注者側では、元請(現場代理人、経理担当者、経営者)、下請とし、実施時期は、着手時(工事概要把握)、中間時、完

成時の計3回とした。

なお、今回のフォローアップ結果は、平成14年度末までに工期末を迎えた18件の試行工事を対象に集計したものであり、データ数が少ないため、結果の評価の取扱いには注意を要し、今後のさらなるデータの蓄積が必要である。

(4) アンケート調査結果から得られた主な効果

①『より双務性の高い設計変更』

発注者側20%、請負者側39%が、設計変更協議を随時実施することにより設計変更に関するリスクを回避できるようになったと回答し、発注者側に比べ請負者側に見込違いや片務性の改善によるリスク回避の効果が多くみられる(図-3)。

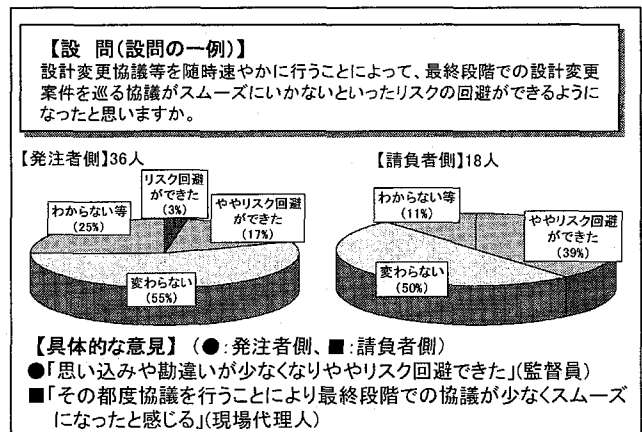


図-3 「より双務性の高い設計変更」

また、具体的な意見をみると「その都度協議を行うことにより最終段階での協議が少なくスムーズになったと感じる」などが挙げられている。これらの意見は、第一次試行工事でもみられており、より双務性の高い設計変更の効果が今回も確認された。

今後、より効果を高めるためには、適宜行う設計変更協議等で懸案事項をその都度確実に決着させることが重要である。

②『受発注者のコスト意識の向上』

発注者側27%、請負者側52%が、変更設計時や単価合意を行うことによりコスト意識が向上すると感じている。また、発注者側より請負者側で、その傾向が多くみられる(図-4)。

また、具体的な意見をみると「工種毎に出来高に応じたコストが確認できコスト意識が向上したと感じる」などが挙げられ、工種毎のコスト意識の向上の効果が今回も確認された。また、工種毎のコスト意識が向上することにより、工事全体のコスト縮

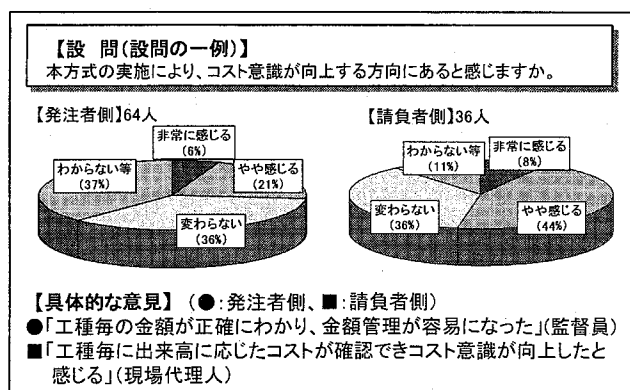


図-4 「受発注者のコスト意識の向上」

減につながることも期待される。

今後、本方式において、工事コストの意識が業務の流れの中で自然に身につけられるよう、コストを把握する機会を増やしていくことが重要である。

③『経済効果の早期発現』

元請 23%、下請 16%が、支払請求から支払までの間隔が短縮されたと感じており、効果が現れている。また、下請への支払形態の変化についても、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったと、元請 17%、下請 12%が回答しており、効果が現れている(図-5)。

また、元請、下請とも 30%程度は従来から全額

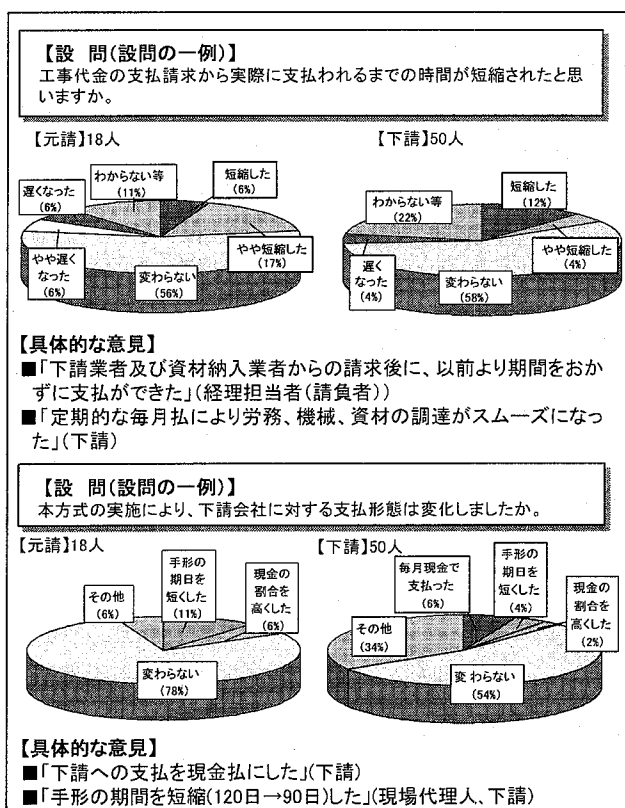


図-5 「経済効果の早期発現」

現金で支払っているとの回答を得ており、本方式により、その割合が高くなることが期待される。

また、具体的な意見から「定期的な毎月払により労務、機械、資材の調達がスムーズになった」などが挙げられ、経済効果の早期発現の新たな観点での効果が確認された。

今後、さらに効果を高めるためには、平成 14 年 8 月の試行実施要領の「下請業者への工事代金を、速やかに現金または短期手形(90 日以内)で支払うよう、発注者は指導する」としたことが徹底できなかったことから、より一層の徹底が必要である。

④『受注者の財務状況の改善』

元請 44%、下請 36% が、借入金の削減、資金計画が立てやすくなり財務状況の改善の効果があると感じており、効果が現れている(図-6)。

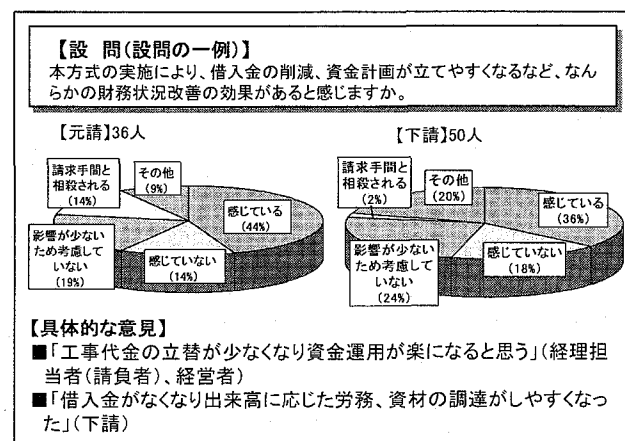


図-6 「受注者の財務状況の改善」

また、具体的な意見をみると「借入金がなくなり出来高に応じた労務、資材の調達がしやすくなった」などが挙げられ、受注者の財務状況の改善の新たな観点での効果が確認された。

また、元請、下請ともに 20%程度が「影響が少ないため考慮していない」と回答しているが、今回の対象が小規模工事が多いためと推察されるため、今後は、大規模工事での検証が必要である。

⑤『品質・技術力の向上』

品質の向上については、出来高部分の工種・工区についてポイントを絞った確認・検査を実施することによって工事の品質が向上する傾向にある、と発注者側 47%、請負者側 62%が回答しており、受発注者ともに半数程度が効果を感じている。また、部分払の回数が多いほうがこの傾向がより顕著となっている。技術力の向上については、出来高の確認

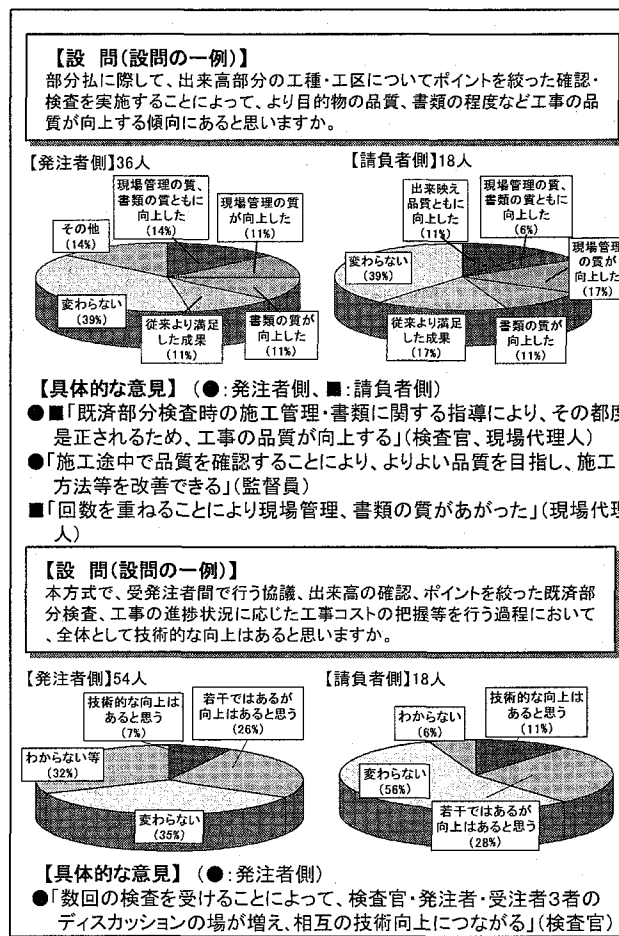
や既済部分検査等を行う過程において技術的な向上があると、発注者側 33%、請負者側 39%が回答しており、効果が現れている（図－7）。

また、具体的な意見から「数回の検査を受けることによって、検査官・発注者・受注者3者のディスカッションの場が増え、相互の技術向上につながる」などの新たな観点での効果が確認された。

今回は、部分払を2回以上実施した工事が4件と少ないため今後、より効果を高めるためには、積極的に短い間隔で出来高に応じてポイントに絞った確認・既済部分検査等を実施して行くことが重要である。

6. おわりに

本稿では、平成 14 年度試行工事 63 件のうち、平成 14 年度末までに工期末を迎えた 18 件の工事から得られた効果についての検証及び考察であり、まだまだデータ数が少なく、また、短い工期で規模も小さい工事の割合が高いなど、結果の評価には注意を要するが、第一次試行結果で明らかにした効果については今回も確認できた。今後もさらに、平成 15 年度発注試行工事を含めて、実際の現場での多くの試行を通じて、実証的に効果等を明確にし、より効果的かつ効率的な方法を見出す工夫が極めて重要であり、本方式の本格的導入の検討に際しては、必要不可欠である。その為に、残りの平成 14 年度発注工事 45 件及び平成 15 年度発注工事について、十分に検討していかなければならないと考えている。



図－7 「品質・技術力の向上」

【参考文献】

- 1) 定期－設計変更協議・部分払方式実施研究会：出来高部分払方式検討報告書、2002
- 2) 国土交通省国土技術政策総合研究所：欧州（ドイツ・オランダ・イギリス）における公共工事代金の支払方法等に関する調査報告書、2002

Verification and Consideration of an effect of Progress Payment for Public Construction Works in JAPAN through Trial Application to Projects

By Takuya TANIGUCHI, Hiroki MIZOGUCHI, Mamoru SAITOU

Progress Payment started in two trial projects in 2001. It is confirmed that progress payment causes benefits to improve the variation order process by closer employer-contractor relations. Trial projects are being executed across the country of Japan in accordance with the uniformed implementation procedure of progress payment formulated in fiscal 2002. This paper verifies results of questionnaire survey to 18 trial projects completed in fiscal 2002.